

衆議院解散の条件：2005年8月8日「郵政解散」を素材として

横山, 大輔
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/13865>

出版情報：学生法政論集. 2, pp.39-48, 2008-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

衆議院解散の条件

～ 2005年8月8日「郵政解散」を素材として ～

横 山 大 輔

目 次

はじめに

- 1 「解散権」をめぐる学説状況
 - 1.1 解散権の所在
 - 1.2 解散の条件
 - 1.2.1 裁量解散説
 - 1.2.2 強調されてきた解散の民主的契機
- 2 裁量的解散に対する懸念
 - 2.1 解散権の所在と条件
 - 2.2 単一の争点はあり得ない
 - 2.3 民主主義万能論への疑問
- 3 解散権にどう歯止めをかけるか
 - 3.1 これまでの試み
 - 3.2 私見

おわりに

参考文献

はじめに

2005年8月のいわゆる「郵政解散」は、「参議院における」法律案の否決を契機とする「衆議院」の解散という憲政における前代未聞の事態であった。その経過をもう少し詳しくみるならば、予てから、郵政民営化を自らの政治目標としてきた小泉純一郎を首班とする内閣によって提出された法案である郵政民営化関連法案が、2005年7月5日、衆議院本会議において可決された¹。その後参議院に送られたのであるが、同年8月8日に参議院本会議の採決では否決された²。この場合、内閣がとりうる法案成立の手段としては、国会法第83条の2の規定による議案の衆議院への返付とその上での再可決（憲法59条2項）や両院協

¹ 賛成票233票に対し反対票228票という僅差であった。参照、朝日新聞2005年7月6日朝刊1面。

² 賛成票108票に対し反対票が125票と上回った。参照、朝日新聞2005年8月9日朝刊1面。

議会の開催などが挙げられる。にもかかわらず、内閣は、この参議院での否決を受け、前記の方策をとらず、同日中に衆議院を解散した³。

小泉は、参議院での法案否決を内閣に対する不信任だと解した上で、次のように述べた。「郵政民営化に賛成か反対か、はっきりと国民に問いたい」⁴。これは、上記のような異例な解散を、国民の声を聞くという理由でもって正当化するものと言えるだろう。しかし、果たしてその弁明は正当化に成功しているだろうか。また、本件解散にみられるような「参議院での法律案の否決に伴う衆議院の解散」は、憲法の予定するところであるのか、「民意を問うための解散」というように衆議院解散をレファレンダム（国民投票）的に運用することはそもそも許されているのか、筆者には大いに疑問である⁵。本稿では、解散に関する基本事項を確認し、諸学説とその背景を検討した上で、「郵政解散」を素材に、解散の行われる場合を限定する方向で検討する。具体的には、これまでの解散権に関する諸学説を検討し、学説がいかに民主主義を偏重してきたかということ具体的な文献を参照しながら提示する（1）。その後、民主主義を重視する自由な解散権の行使に対する懸念を3つの視点から示し（2）、解散権の濫用に対する歯止めを、過去の試みも交えつつ考えてみたい（3）。

1. 「解散権」をめぐる学説状況

議会の解散は、一般に、任期満了前に議員の資格を失わせる行為であり、政治的には、その後の総選挙によって主権者としての国民の審判を求めるという民主的な契機を含む、と定義される⁶。つまり、議員の資格剥奪と国民による裁定という二つの性格を併有している。このうちいずれの側面を重視するかによって、例えば、「郵政解散」に対する評価も変わってくるだろう。すなわち、前者を重視すれば、解散権の濫用を防止するための仕組みにいつその関心が向けられ、他方、後者を重視するならば、むしろ「自由な」解散権が要請されるように思われる⁷。

³ 参照、朝日新聞2005年8月9日朝刊1面。その後、同年9月11日には第44回衆議院議員総選挙が行われ、この後の第163回特別国会における同年10月14日の採決では賛成票134票対反対票100票で可決され、郵政民営化関連法は成立をみた。参照、朝日新聞2005年10月15日朝刊1面。

⁴ 朝日新聞2005年8月9日朝刊4面。

⁵ 本稿と同様に、本件解散に疑義を唱える見解につき、高見勝利「小泉解散の憲法学的検討」選挙研究22号（2007年）36頁以下。

⁶ 芦部信喜『憲法〔第四版〕』（岩波書店・2007年）318頁。

⁷ 高橋和之「議院内閣制——国民内閣制的運用と首相公選論」同『現代立憲主義の制度構想』（有斐閣・2006年）99頁〔初出2001年〕。

1.1. 解散権の所在

この点は従来、解散権の「所在」に関する議論と絡めて論じられてきた。そうした学説の状況を大きく2種類に分けて、以下考察する。

一つは、内閣不信任決議案の可決、または信任決議案の否決があった場合に衆議院の解散をなしうる憲法69条の規定を根拠とする立場（A説）である。この立場によると、解散権は内閣に帰属するとしても、衆議院の不信任決議の可決または信任決議の否決がなければ行使され得ない。その意味では、解散権は、内閣と国会に分有されると言えるだろう。

もう一つの立場は、解散権の行使は、憲法69条規定の場合に必ずしも限らないとする立場（B説）である。B説は、いずれも、内閣に解散権が専属するとし、さらに次の4説に分類される。すなわち、憲法7条を根拠に、内閣の「助言と承認」に解散権を読み込む説（B-1説）、憲法65条の、行政権が内閣に属する点に求める説（B-2説）、憲法73条1号の、内閣が「国務を総理すること」に解散権の根拠を求める説（B-3説）、日本国憲法が採用しているとされる議院内閣制にその根拠を求める説（B-4説）である。

1.2. 解散の条件

69条の議論をみればわかるように、上に紹介した学説の対立は、いつ解散権を行使できるかという「解散の条件」と密接に関連している。A説によると、憲法69条に定められた、内閣不信任決議の可決、または内閣信任決議の否決という2つの場合にのみ行使可能である——すなわち「対抗的解散」に限られる——とする。他方、B説は、おおむね、内閣による「裁量的解散」⁸を広く認めてきたようである。もともと、69条に基づくA説が上述のように解散権の行使を限定するのは法文上当然であるとしても、B説が「自由な」解散権を帰結することについては、検討の余地が残されているように思われる。以下、この学説をもう少し詳しく検討しよう。

1.2.1. 裁量解散説

この説は、現代の民主主義を重視する政治的観点からは、極めて合理的であり、目まぐるしく変動する政治情勢に柔軟に対処できるという点で優れている。しかし、解散のなされる場合が明確に規定されておらず、為政者による恣意的／専断的な統治が行われる可能性を看過しており、自由主義に適合しているとは言いがたい。B説としてまとめられた諸学説は、それぞれ、次のような難点を抱えているように思われる。

B-1説は、内閣の「助言と承認」に解散権を読み込むところ、「助言と承認」に内閣の

⁸ 「対抗的解散」、「裁量的解散」という用語については、大石眞「衆議院解散権の根拠と習律上の制約」ジュリスト1311号（2006年）12頁を参照。

実質的決定を含む場合と含まない場合の2つが存在する結果となってしまう⁹。こうした論理の一貫性の欠如に加えて、本体である「国事行為」自体が形式的・儀礼的なものであるのに、内閣の「助言と承認」に実体的権能を読み込むのは不適當であると批判されうる¹⁰。

B-2説は、「行政」を、国家作用全体から、立法作用と司法作用を除いたものを「行政」作用とするいわゆる「行政控除説」に依拠しているものと思われる。しかし、この定義はあまりにも概括的すぎるのではないか。同じ「行政権」という語に拠っていても、アメリカ合衆国大統領は、憲法で「行政権者」とされているが、議会の解散権を持たないことを考えると、「行政権をもつ＝解散権をもつ」という結論を導くのは早計である。

B-3説については、なるほど、B-1説のような論理の一貫性の欠如は見られず、上述の「行政権」概念よりは具体的な論拠たりうるように思える。しかし、「国務を総理すること」というのは、憲法41条の「国会の最高機関性」と同様に、あくまでも政治的美称に過ぎず、したがって内閣に何か新しい権限が付与されるわけではない¹¹。

B-4説は、現行憲法が採用しているとされる制度自体に根拠を求め、一見したところ妥当性も高そうである。しかし、一口に議院内閣制といっても、一義的ではない。というのも、日本国憲法下における議院内閣制は、よくよく条文を検討してみると、むしろ内閣を国会の従たる地位に置く傾きが強いようにも思われるからである。まず、憲法70条は、69条により衆議院が解散され、そして54条により総選挙が行われ、総選挙後初の国会召集があったとき、内閣は総辞職しなければならないという文脈に位置づけられる条文であるが、この条文によって、内閣は、直近の総選挙に基づく内閣を創設するよう求められている。つまり、総選挙の結果、議会の多数派が変動しなかった場合においても、内閣は一度総辞職した上で、最新の議会構成を反映する新たな内閣を創設するということである。小嶋和司教授は、日本国憲法に見られるこの制度を「議会統治制の浸透した議院内閣制」¹²としており、純粋な議院内閣制とは異なるとしている。このような見地に立つならば、内閣に自由な解散権があるとは言い難い。

1.2.2. 強調されてきた解散の民主的契機

以上見てきたことをまとめると、大きく分けて解散権を憲法69条とそれ以外に求める説が代表的であるようであるが、現在では後者の学説（B説）、その中でもB-1説が通説というべき支持を獲得しているようだ。論理構成という点からも、解散権が行使されうる場合を明確にするという考慮からも、A説の方が優れているように思われる。にもかかわら

⁹ 芦部・前掲書6・50頁は、この点に問題が存することを認めながらも、「解散権の所在を憲法上確実に根拠づけるためには、他の説よりも適切である」と結論づける。

¹⁰ 小嶋和司「天皇の権能について」同『憲法と政治機構』（木鐸社・1987年）89頁以下〔初出1952年〕。

¹¹ 毛利透「行政概念についての若干の考察」ジュリスト1222号（2002年）134-135頁。

¹² 小嶋和司「衆議院解散権」法学教室8号（1981年）32頁。

ず、B説に支持が集まるのはなぜか。それは、A説だと解散権が制約されすぎる、という懸念に起因するようである。既述のように、A説によれば、解散権の行使は、内閣不信任決議の可決、または内閣信任決議の否決という2つの場合に限定される。これは、民主主義に重きを置く立場によると、国民の意思表明の機会を必要以上に制限してしまうものと映るようである。

実際に、これまでの学説においては、解散の果たす役割のうち、民主主義が重要視されてきており、「主権者としての国民の審判を求めるという民主的な契機」¹³、「国民に訴えてその審判を求めるために行なわれる」¹⁴、「国会が選挙を通じて国民の意思を反映しつつ同時に統一的な国会意思形成力を発揮する」¹⁵、「国民意思に基づく政治を実現するには、内閣に自由な解散権を承認した方がよい」¹⁶、「選挙民意思による政治的な争点についての裁定を可能にするものとしての機能を、期待されるようになった」¹⁷などの記述が目にとまる。これらの叙述は、従来いかに多くの学説が解散のレファレンダム代替機能¹⁸を重視してきたかを実証するものであり、B説の浸透を根底的に支えてきた基盤をそこに見出すことができる。つまり通説は、解散のレファレンダム機能に重きを置く以上、「裁量的解散」を封じてしまうA説に与することができず、B説に落ち着くしかなかった。つまり、わが国の憲法学の通説はそれだけ民主主義の見地を重視しているのだ。

2. 裁量的解散に対する懸念

以上のような通説的思考に対して、本稿は、次のような3つの視点から疑問を提起したい。それは、①解散権の所在と条件、②単一の争点はあり得ない、③民主主義万能論への疑問、という3つの論点である。

2.1. 解散権の所在と条件

第一に、B説は、内閣の「自由な」解散権の根拠を十分に論拠づけているだろうか。長谷部恭男教授の指摘するように、たとえば、7条によって内閣に解散権が認められるとしても、この議論はあくまでも解散権の所在に関する問題である。すなわち、解散権の所在を内閣に認めるにせよ、それがいつでも行使しうる自由なものであるという結論までそこ

¹³ 芦部・前掲書6・318頁。

¹⁴ 清宮四郎『憲法I〔第三版〕』（有斐閣・1979年）231頁。

¹⁵ 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』（青林書院・1995年）169頁。

¹⁶ 高橋・前掲書7・99頁。

¹⁷ 樋口陽一ほか『憲法I〔注解法律学全集(1)〕』（青林書院・1994年）111頁〔樋口執筆〕。

¹⁸ 長谷部恭男『憲法〔第3版〕』（新世社・2004年）393頁。

から引き出せるわけではないのである¹⁹。

2.2. 単一の争点はあり得ない

仮に、B説が内閣の「自由な」解散権の根拠を十分に提示できているとしても、問題はなお解消されない。次に生じる疑問点は、「②単一の争点はありえない」ということに関わる。本件解散においては、首相みずから「郵政民営化に賛成するか、しないかの選挙だ」と、あたかも争点が単一であるかのような発言をし、選挙戦を繰り広げた。しかし、現実の政治は必ずしも単一の争点で争われるわけではなく、実際、「郵政解散」に続くその後の総選挙（いわゆる「郵政選挙」）では、憲法改定問題や首相の靖国神社参拝問題をはじめとするアジア問題など、複数の政策を単一のパッケージにして選挙民に訴えている²⁰。これによると、当該選挙において「争点」とされなかった部分については、完全に白紙委任となり、選挙民の意思に反した政治を許してしまうことから、極めて危険であると言わざるを得ない²¹。レファレンダムとさえ聞こえはいいが、それほど単純な話ではないのである。

2.3. 民主主義万能論への疑問

これまで、内閣が衆議院の裁量的解散を可能とするその最大の論拠として、学説は、「民主主義万能論」とでも言えるものを前面に押し出して議論してきたきらいがある。すなわち、民主主義は、解散の後の総選挙によって民意を問い、その選出された国民の代表によって行われる統治であるため正当である、というロジックである。しかし、「民意を聞く」「国民の信を問う」という、いかにも民主主義を重視しているというような主張のもとで衆議院を解散することは、ごく一部の少数者による決定でもって多数者の議員資格を剥奪することになり、かえって非民主的である。

また、日本国憲法制定の背景から接近すると、現代の学説とは対極に位置する「民主主義の非万能性」があるのではないか。「民主主義の非万能性」とはつまり、歴史が証明してきた第二次大戦直前のナチスによる政権掌握や日本における軍国主義の台頭などである。日本国憲法の基本理念には、「国民の声」をストレートに統治に反映しすぎ、その結果として引き起こされてしまった悲惨な戦争という歴史の反省と同時に、民主主義、とりわけ、民意を直接的に国政に反映させる機能を持つ直接民主制への警戒があるのではないか。その警戒のあらわれは、日本国憲法を繙くと見えてくる。具体的には、憲法前文における、

¹⁹ 長谷部恭男『Interactive憲法』（有斐閣・2006年）158-159頁。

²⁰ 朝日新聞2005年9月1日1面。

²¹ 長谷部恭男「現代議会政における解散権の役割（2・完）」国家学会雑誌97巻3・4号（1984年）57-78頁。

「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」するという代表民主制の採用²²である。つまり、日本国憲法は、国家の統治構造に、直接民主制を支えるレファレンダムを原則として採用しないこととし、例外として、憲法改定と地方自治にのみ直接民主制を採用することを明文において宣言した。これにより、日本国憲法は、直接民主制の行き過ぎによる国家の暴走に歯止めをかけようとしていた、と理解できよう。この理解によれば、民主主義、とりわけ直接民主制的制度たるレファレンダムを解散権の論拠とするのは危ういといえる。

また、日本国憲法は立憲主義に基づく憲法であることに異論はないはずであるが、そもそも立憲主義とは、統治を、流動的で恣意的な政治に委ねることなく、国制のもとに規律し安定化させること²³である。そうである以上、レファレンダムの機能などの憲法に予定されていない機能を統治に取り込むことは、国制を流動的で不安定なものとする事になり、およそ日本国憲法の採用している立憲主義の理念に反する。

3. 解散権にどう歯止めをかけるか

以上より、解散権の行使については、なんらかの限界を設ける必要がある。

3.1. これまでの試み

むろん、解散権の行使に一定の歯止めをかけようとする学説や発言がこれまでになかったわけではない。その代表例は、元衆議院議長・保利茂氏が在任中に「議長見解」として公表することも考えて衆議院法制局からも意見を徴するなど慎重に執筆したという基準（いわゆる「保利見解」）である。それによれば、「①議院内閣制のもと、立法府と行政府が対立して国政がマヒするようなときに、行政の機能を回復させるための一種の非常手段、②予算案や重要法案が否決、または審議未了となったり、審議が長期間ストップし国会の機能がマヒしたとき、③党利党略などで内閣不信任案も提出されないまま国政が渋滞を続ける場合、④前回の総選挙の争点とはなっていなかった重大案件が提起され改めて国民の判断を求めるのが当然とされる場合」²⁴に、内閣による衆議院の解散は許される。

また、深瀬忠一教授の提示した条件、すなわち、「(a) 内閣と衆議院の意思が衝突した場合、(b) 政権担当者の政治的基本性格が改変された場合、(c) 前総選挙時に、国民の

²² もっとも、この規定は、明治憲法下にみられた勅撰議員の排除を目的とするという解釈も不可能ではないだろう。そうであるとしても、「全国民を代表する」（憲法43条）という文言を考慮すると、やはりそれだけにとどまらず、民意を直接的に反映させることに対して一定の距離を保っているのが自然であろう。

²³ 阪本昌成『憲法1 国制クラシック〔第2版〕』（有信堂・2004年）24頁。

²⁴ 佐藤功「解散権乱用の戒め——保利茂氏の遺稿」法学セミナー292号（1979年）31頁。

承認を得ていない重大な立法・条約締結その他重要政策を新たに行う場合、(d) 選挙法大改正、(e) 任期満了時期の接近²⁵によれば、このいずれかの条件を満たした場合に限り、解散は認められるという。芦部信喜教授も、ほぼ深瀬教授の立場を支持し、「7条により内閣に自由な解散権が認められるとしても、解散は国民に対して内閣が信を問う制度であるから、それにふさわしい理由が存在しなければならない」とし、具体的には「①衆議院で内閣の重要案件（法律案、予算等）が否決され、または審議未了になった場合、②政界再編成等により内閣の性格が基本的に変った場合、③総選挙の争点でなかった新しい重大な政治的課題（立法、条約締結等）に対処する場合、④内閣が基本政策を根本的に変更する場合、⑤議員の任期満了時期が接近している場合」²⁶としている。

3.2. 私見

これらの説を比較した大石眞教授の先行研究によると、保利見解に従えば、内閣と衆議院の対立的契機が必要不可欠となるのに対して、深瀬教授の見解によれば、それがなくても解散権の行使が可能であるとしている²⁷。

第一に、後者の試みは解散権の行使に限定をかけたことになるだろうか。芦部教授のいう「ふさわしい理由」は、民主主義的思考に支えられていま述べた「対立的契機」の有無にかかわらず内閣にきわめて広い解散権を与えてしまっており、これを「限界」とするには不十分であるように思われる。

第二に、7条による解散を認めつつ、解散の条件を国政の停滞を招く「対立的契機」が存在する場合などに限るという、前述の説に従うとしても、「重大な国政上の争点」が生起するたびに解散を認める結果となってしまう。

日本国憲法における解散権の位置づけを踏まえて、その行使に適正な歯止めをかけようとするならば、69条をあくまで基礎としつつ、保利見解の精神を加味するのが立憲主義という見地から妥当ではないだろうか。小嶋教授の説によると、執行権者は憲法または法律に認められた以外に権能を持たないという立憲主義の通則に従えば、内閣の解散権関係の規定は69条のみであるから、衆議院が内閣不信任を表明した場合にのみ内閣は解散することができ、このとき儀礼的に天皇の行為が関与することを述べたのが7条である²⁸。これを出発点とするならば、衆議院の解散は69条に規定された事態、または、内閣による執政の行き詰まりが69条に規定されている不信任案決議の可決と同視できる程度に達した場合、たとえば、内閣の政策を進めるための法案が否決され、両院協議会の開催を試みても解決

²⁵ 深瀬忠一「衆議院の解散——比較憲法史的考察」宮沢俊義先生還暦記念『日本国憲法体系 第四卷 統治の機構I』（有斐閣・1962年）204-205頁。

²⁶ 芦部・前掲書6・319頁。

²⁷ 大石・前掲論文8・15頁。

²⁸ 小嶋和司「48年の幸福な先例」同・前掲書10・69頁〔初出1951年〕。

を見ず、さらに、衆議院に再返付されてなお否決されるという、実行しうる最大限の努力を払った上で、なおも事態の收拾を見ずに国政の渋滞を招いてしまう場合をもってのみ、衆議院の解散を認めるべきである。

おわりに

以上、本稿では、2005年の小泉内閣による「郵政解散」につき、憲法学の観点から批判的に検討してきた。その結果、憲法の規定に残された選択を断ち、即解散するという憲政の正道から逸脱する本件解散は認められないものであると評価されたのであるが、それにもかかわらず本件解散を可能ならしめたのは、あまりに民主主義を偏重してきたこれまでの憲法解釈論にあったようだ。しかし、これまでの憲法解釈論は、解散権の所在と条件の区別をしないまま議論を重ねてきたようである。

2007年5月14日、憲法改定のための国民投票法が成立²⁹し、2010年には憲法改定が本格化する。その憲法の草案として、自由民主党が2005年10月28日に公表した案³⁰によると、衆議院解散権については、54条1項において、「第六十九条（筆者註：現行69条と同文）の場合その他の場合の衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。」とあり、解散権は首相の決定事項とされ、現在の慣行が明文化されている。しかし、依然としてその行使の条件は不明確のままにされている。真の民主主義は、国民に由来する権力が国民の代表者によって憲法に明記された手続に従って行使されることでしか実現されない。衆議院の解散が民主主義に不可欠なものであるとするのであれば、その行使においては、その厳格な条件ルールを憲法典上で明文化する必要がある³¹。さもなくば、再び歴史を繰り返してしまう可能性も否定できないだろう。

今日の世界情勢をみると、極めて不安定な状況にあり、わが国においてもその影響を受けることを免れないのは十分に予想される。民主主義が必ずしも万能でないことは、第2次世界大戦直前の日本やドイツの歴史が証明してきている。原油価格の騰貴に基づき生活必需品の価格が上昇しているという現状は、まさに恐慌の影響を受けた戦間期の世界経済状況に類似するところがあるのではないだろうか。このような素因が現に実在している以上、解散権の民主主義偏重的理解は危険であり、本論で示した、国政の渋滞を避けるための最終手段として解散権を理解する必要があると筆者は強く主張したい。そしてその解散権行

²⁹ 朝日新聞2005年5月15日朝刊1面。

³⁰ 朝日新聞2005年10月29日朝刊16面。

³¹ むろん、これまでの議論で、習律を確立していく必要性に言及した論考は、深瀬・前掲論文25・204頁以下や高見勝利『芹部憲法学を読む』（有斐閣・2004年）256頁をはじめとし、少なくない。が、本文中に示した「立憲主義の通則」に従えば、解散の条件などの重要な部分については、習律の段階にとどまらず、あくまでも憲法に明記することが必要であると筆者には思われる。

使の条件については、民主主義のあり方も含めていっそう慎重に議論される必要がある。

本件解散は、本稿で取りあげた解散権に関する問題の他にも、政党政治の問題、参議院の存在やあり方に関わる問題、選挙制度に関する問題、国政に対する国民の直接的参加の問題など、現行の憲法典および周辺法制の抱えている様々な問題を改めて明らかにした。そういった意味では、本件解散は、活発な議論を引き起こす貴重な機会になったといえる。憲法改定が現実的課題となるなかで、憲法起草者には本件解散が私たちに気づかせたさまざまな問題をクリアできる憲法典およびその周辺法制の整備を強く望むものである。

参考文献

- 芦部信喜『憲法〔第四版〕』（岩波書店・2007年）
大石眞『憲法講義Ⅰ』（有斐閣・2004年）
大石眞「衆議院解散権の根拠と習律上の制約」ジュリスト1311号（2006年）
小嶋和司『憲法概説』（良書普及会・1987年）
小嶋和司『憲法と政治機構』（木鐸社・1987年）
佐藤幸治『憲法〔第三版〕』（青林書院・1995年）
佐藤功「解散権乱用の戒め——保利茂氏の遺稿」法学セミナー292号（1979年）
阪本昌成『憲法1 国制クラシック〔第2版〕』（有信堂・2004年）
鈴木法日児「衆議院解散権」小嶋和司編『憲法の争点〔新版〕』（有斐閣・1985年）
高橋和之『現代立憲主義の制度構想』（有斐閣・2006年）
高見勝利「小泉解散の憲法学的検討」選挙研究22号（2007年）
高見勝利『芦部憲法学を読む』（有斐閣・2004年）
辻村みよ子『憲法〔第2版〕』（日本評論社・2004年）
長谷部恭男『憲法〔第3版〕』（新世社・2004年）
長谷部恭男『Interactive憲法』（有斐閣・2006年）
樋口陽一ほか『憲法Ⅰ〔注解法律学全集（1）〕』（青林書院・1994年）〔樋口執筆〕
深瀬忠一「衆議院の解散——比較憲法史的考察」宮沢俊義先生還暦記念『日本国憲法体系
第四巻 統治の機構Ⅰ』（有斐閣・1962年）
深瀬忠一「解散権問題と定数違憲判決」ジュリスト830号（1985年）
毛利透「行政概念についての若干の考察」ジュリスト1222号（2002年）